

環境衛生センターごみ処理場長寿命化計画
作成等業務委託

仕様書

令和6年4月

目 次

第1章	共通仕様書	1
第1節	総則	2
第2節	一般事項	3
第2章	特記仕様書	4
第1節	精密機能検査業務	5
第2節	長寿命化総合計画策定業務	6
第3節	循環型社会形成推進地域計画策定業務	7

第1章 共通仕様書

第1節 総則

1. 業務の目的

本組合が所有する環境衛生センターごみ処理場（焼却場）は、平成14年11月に竣工し、圏域内で発生する可燃ごみの処理を行っているが、稼働開始から20年以上が経過し、設備の各所において老朽化が顕在化してきている状況にある。本組合では、一般廃棄物処理行政を取り巻く状況、ストックマネジメントの考え方も念頭に置きながら、今後の可燃ごみ処理及び施設の在り方を検討しているところである。

本業務は、環境衛生センターごみ処理場（焼却場）について廃棄物の清掃及び処理に関する法律に規定される精密機能検査を実施して施設の現状を精査しつつ、施設を有効活用する基幹的設備改良工事を見据えた長寿命化総合計画の立案、及び循環型社会形成推進地域計画を策定することで、施設を含めた本組合の今後のごみ処理体制の将来像を明らかにすることを目的とする。

2. 業務の名称

環境衛生センターごみ処理場長寿命化計画作成等業務委託

3. 業務の履行期間

着手日から令和7年3月31日まで

4. 業務項目

- | | |
|--------------------|----|
| ・精密機能検査業務 | 1式 |
| ・長寿命化総合計画策定業務 | 1式 |
| ・循環型社会形成推進地域計画策定業務 | 1式 |

5. 対象施設

- | | |
|-------|----------------------|
| ・施設名称 | ： 鹿角広域行政組合ごみ処理場（焼却場） |
| ・処理能力 | ： 60t／日（30t／24h×2基） |
| ・炉型式 | ： 全連続方式流動床ガス化熔融炉 |

6. 業務履行場所

鹿角市十和田毛馬内字鹿倉崎26番地内

第2節 一般事項

1. 適用の範囲

本仕様書は、発注者が計画する「鹿角広域行政組合ごみ処理施設基幹改良工事に係る発注支援等業務委託」に適用する。なお、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ定めるものとする。

2. 業務の内容

業務の内容は本仕様書及び特記仕様書に定めるものとする。

3. 業務管理

- (1) 受託者は、業務計画書を作成し、発注者の承認を受けなければならない。
- (2) 管理技術者は、業務の全般について技術的な管理を行うものとする。
- (3) 協議、打合せ事項等は議事録を作成し、発注者に提出しなければならない。

4. 関係法令等の順守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令、規則、細則及び通達を遵守しなければならない。

5. 中立性の保守

受託者は、業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を堅持するよう努めなければならない。

6. 業務上の提出書類

- (1) 受託者は、業務の着手にあたって次の書類を提出しなければならない。
 - ① 業務着手届
 - ② 業務工程表
 - ③ 管理技術者届
 - ④ その他必要資料
- (2) 受託者は、業務の完了にあたって次の書類を提出しなければならない。
 - ① 業務完了届
 - ② 成果品納品書

7. 資料の貸与

- (1) 業務に必要な資料の収集、調査は、原則として受託者が行う。
- (2) 発注者が所有する資料については、所定の手続きによって受託者に貸与するもの

とする。なお、受託者は貸与資料について借用書を作成し、提出すること。
(3) 貸与された資料は、業務完了時にすべて返却するものとする。

8. 協議及び疑義

受託者は、本仕様書及び特記仕様書の記載事項及び業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、発注者の意図を十分理解し業務を遂行するものとする。

9. 検査及び引渡し

- (1) 受託者は、業務完了時に完成等の書類を提出し、発注者の検査を受けなければならない。
- (2) 受託者は、成果品納品後に不備あるいは誤り等が発見された場合には、速やかに訂正をしなければならない。これに要する費用は、受託者の負担となる。

10. 成果品

成果品は次のとおりとする。

① 精密機能検査業務報告書	A 4 版製本	5 部
② 長寿命化計画作成業務報告書	A 4 版製本	5 部
③ 循環型社会形成推進地域計画策定業務報告書	A 4 版製本	5 部
④ 上記電子データ格納CDまたはDVD (PDF格納)		1 式
⑤ その他関係資料		1 式

第2章 特記仕様書

第1節 精密機能検査業務

1. 対象施設の概要

対象施設の概要、処理能力、処理工程等の内容を整理する。

2. 運転管理実績

① 運転管理実績

対象施設の月別・ごみ種別搬入量、焼却量、残渣量、用役使用量の実績及び稼働日数・時間より本施設の運転実績を整理する。なお、上記データは本組合が提供する。

② 日常作業の状況

工程ごとに日常実施している維持管理作業の状況を調査する。また、定期的に行っている点検、清掃等作業の内容についても調査する。

③ 補修・改造状況

各機器の補修・改造・更新の状況について、過去の経緯を整理する。

④ ごみ質等検査結果の整理

本組合が実施しているごみ質分析、排ガス性状分析、焼却残渣性状分析などの定期分析結果を整理して、その性状を把握する。なお、これらのデータは本組合が提供し、本業務内でこれらの項目を改めて測定・分析することは想定しない。

⑤ 処理条件と処理効果

ごみ投入、燃焼、排ガス処理などの各工程について、現在の機能と設計基準とを比較照合し、機能低下の有無を検証する。

3. 設備等の状況

対象施設の各設備・装置について現況調査し、ランク分けをして判定する。

また、各設備、装置ごとの保守・点検、管理計測、定期検査の内容についても調査する。

① 土木・建築設備

② 機械設備

③ 耐火物設備

④ 電気計装設備

⑤ 配管・弁類

4. 総合評価

以上の調査結果に基づき、本施設の構造および維持管理上の課題を整理する。

第2節 長寿命化総合計画策定業務

1. 施設の概要と維持補修履歴の整理

① 施設の概要整理

施設の名称、施設所管、所在地、施設規模、処理工程等を簡潔に整理する。

② 維持補修履歴の整理

施設の補修・整備履歴等を整理する。データは本組合が保有する履歴データ、工事報告書などからピックアップする。

2. 施設保全計画

① 主要設備・機器リストの作成

施設を構成する設備・機器について、重要性を勘案しつつ、長寿命化総合計画の対象となる重要性の高い設備・機器のリストを作成する。

② 各設備・機器の保全方式の選定

各主要設備・機器に対し、重要性等を踏まえて適切な保全方式を選定し、④機器別管理基準に反映する。

③ 絹診断手法の検討

主要設備・機器について、必要な機能診断調査手法を検討する。機能診断調査は、設備・機器毎に採用する診断技術の種類、測定項目、実施頻度等を定める。

④ 機器管理基準の作成

主要設備・機器の補修・整備履歴、機器取扱説明書、劣化パターン等から各設備・機器の診断項目、保全方式、管理基準を作成する。

⑤ 整備スケジュールの検討

精密機能検査業務の結果や各種点検から得られた最新の設備・機器の状態をもとに、機器別管理基準に基づいて、各設備・機器の健全度を評価し、今後の整備スケジュールを作成する。

3. 延命化計画

① 延命化の目標

施設をどの程度延命化する予定か、延命化に向け目標とする性能水準、改良が必要となる設備機器などを抽出し、延命化に向けた条件、課題や留意点を整理する。

② 延命化への対応

延命化の目標において整理された検討課題や留意点、改良範囲などの情報をもとに、延命化工事の効率的且つ効果的な実施時期の検討・設定を行う。

③ 延命化の効果

「延命化を行う場合」と延命化対策を実施しないで「施設更新する場合」との比較・評価を行い、延命化の費用対効果を明らかにする。

④ 延命化対策による二酸化炭素排出量削減効果

延命化対策に合わせて、省エネルギー対策やエネルギー回収対策を講じた場合の二酸化炭素排出量削減効果を算出する。

4. 延命化計画まとめ

延命化工事の実施に向け、目標年数や改良内容等の延命化計画についてまとめる。

第3節 循環型社会形成推進地域計画策定業務

1. 計画の基本的な事項

対象となる地域、計画期間、ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容等について整理する。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標（一般廃棄物の処理）

減量化・再生利用に関する現状と目標、一般廃棄物処理状況フローの現状と目標を記載し、廃棄物の減量化を含む循環型社会の実現を目指した将来計画について整理する。

3. 目標達成に向けた施策（一般廃棄物の処理）

ごみ処理体制、分別区分、収集運搬・処分方法等各種リサイクル法への対応、併せ産廃の受入対応等について整理する。

4. 関連するその他の施策

ごみ減量化・リサイクル推進のための施策、プラスチック資源に関する施策、ごみ処理手数料有料化の実施内容、リチウムイオン電池に関する施策、事業系ごみに関する施策、災害廃棄物処理に関する施策等について整理する。

5. 計画のフォローアップと事後評価

計画のフォローアップと事後評価及び計画の見直しについて記載する。

6. 添付資料

以下の必要資料を作成する。

- ・総括表
- ・その他各種様式

- ・トレンドグラフ（総人口、生活系事業系各ごみ排出量、1人当たりごみ排出量、総資源化量、最終処分量等）
 - ・対象地域図
 - ・地域内の施設の現況と予定
 - ・現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ
 - ・国土強靱化計画
- 他

7. 計画策定にあたっての留意事項

- ① 計画書の内容を取りまとめ、10月を目処に素案として秋田県へ提出する。
- ② 素案提出後は秋田県、国からの指摘修正に適宜対応し、本業務の工期段階における最終版を成果品とする。
- ③ 循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルに則って作成し、本業務期間中に当該マニュアルの改訂があった場合でも、その最新版を採用する。
- ④ 現況データ整理及び将来量予測は本業務内で新たに実施する。
- ⑤ 記載する事業費については、本業務内で新たな見積を徴収することは想定せず、既存資料をもとにした算出とする。